

議案第 17 号

松阪市支所及び出張所設置条例の一部改正について

松阪市支所及び出張所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

松阪市支所及び出張所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松阪市嬉野地域振興局の項中「1443 番地 5」を「1434 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。